

# 統計行事

## 市町村

（六月）	（報告期限）
綿織物産額調（特定町村）	三日限報告
ジャガイモ豫想收穫高	四日限報告
絹織物及綿織交織物産額調（特定町村）	五日限報告
人口動態調査票	五日限報告
桑苗	十五日限報告
春蠶豫想收穫高	二十日限報告
スイカ豫想收穫高	二十三日限報告
市町村統計費補助收支決算（精算）	六月末日限報告
米生産統計收支計算（精算）	六月末日限報告
（七月）	
綿織物産額調（特定町村）	三日限報告
絹織物及綿織交織物産額調（全）	五日限報告
人口動態調査票	五日限報告
賈額（特定町村）	五日限報告

## 統計調査員

物價（特定町村）	五日限報告
麥	十五日限報告
果樹苗	同
茶畑	同
桑畑	同
春蠶	同
鷄	同
鵝	同
澱粉	同
綠肥用作物	七月末日限報告
（六月）	
ジャガイモ豫想收穫高	二日限報告
農産物春季調査の集計報告	十日限報告
春蠶豫想收穫高	十七日限報告
春蠶票提出	二十日限報告
スイカ豫想收穫高	二十日限報告
家畜調査準備並實施	三十日迄
（七月）	
家禽調査票提出	五日限
夏季作付及反別調査準備並實施	七月一日より

# 夏の調べ

# 茨城統計（五月號目次）

☆表紙……水郷風景	
☆寫眞……稻敷郡支部總會―大月副會長より記念品の傳達を受ける松浦調査員―要村調査員一行―香取村調査員一行―下結城村調査員及農會總代一行	
卷頭言……	(一)
利己的打算を排する時 統計の權威は確立する……農林大臣官房統計課長農學博士 近藤康男	(三)
蠶絲統計論……農林省統計官長 畑健二	(六)
統計模範訪問記 鹿島郡高松村……	(六)
西茨城郡東那珂村……	(一〇)
◇統計課長會議……	(一三)
實務統計調査の要綱……	(一四)
◇學事統計の査閲終る……	(一六)
臨時國勢調査の要綱……	(一九)

商工業調査創設打合……	(二三)
内閣統計局會議……	(二三)
◇課長會議……	(二四)
◇國調プロック會議及統計事務協議會……	(二四)
◇寄贈圖書……	(二四)

## 最近の統計

昨年の水産總額 九百四十五萬余圓……	(二五)
織物生産額……	(二七)
石材土石も増加……	(二八)
牛乳、肉類は増加を示す……	(二九)
増産を示した園藝農産物……	(三〇)
◇統計主任異動……	(四〇)
各地統計雜信……	(四一)
◇統計調査員異動……	(四二)

◇臨時農業体制……鹿島郡白鳥村 飯岡對馬……(四三)	
◇夫送りて……東茨城郡堅倉村 井坂夢悠……(四三)	
◇短歌……丹前 四郎選……(四六)	
◇俳句……山田 緋春選……(四七)	
◇川柳……中田 緋郎選……(四八)	
◇編輯後記……	(四九)



城 統 計 五 月 號

卷 頭 言

★ 國民總力の強弱は結局個人の力の問題である。併し如何に個々が強いからといって、それが直ちに國民總力の強さとはいひ得ない。心すべきは茲にあると思ふ。

★ 畑を打つ者には鋏が武器である。田をすく者には鋤が銃であり、劍でもある。如何に精巧な近代的武器でも、使ひ手が之を用ゐる術をわきまへねば性能を發揮する事が出来ない。虎徹も兼光も狂人の手に渡れば兇器となり、鈍刀も名手が振へば利器となる。

★ 生々育々の自然を相手に非常時下の重要任務を遂行する統計關係者は、矜持に依り、重責を忘れず、粒々の辛苦に國策順應の境地を味ふべきである。諸子の正鵠は聖業を達成に導き、その誤差は同胞の骨肉を枯死させぬとも限らぬ。戒心の要ある所以である。

# 利己的打算を排する時

## 統計の權威は確立する

農林大臣官房統計課長

農學博士 近 藤 康 男

凡そ統計は國勢を如實に示し、以つて政策樹立の基礎とならねばならないのであるが、このことは事變下の今日最も重要を加へてゐる。蓋し國內各般の事情は事變に影響されて、平時とは異なる状態が生じてゐるからである。

農業統計は、農業生産が廣汎な地域に於て、多數の農民の手によつて行はれ、地方的事情を異にするが故に之を統計的に正確に把握することは、農業政策の確立の前提條件とも言ふべきである。殊に事變に際しては、農業が食糧其他國民の生活必需品の生産であるのに拘らず、所謂平和的産業であるために、別して我國農業が低い水準にあるために、動々ともすればその生産力低下の危険に曝されてゐるが故に、之を護るために統計の内容を整備充實して置かねばならないし、又先般公表された如き米、アール原料作物等新規の増産を計畫し、或種の部門の生産を制する必要が屢々生ずるのであるが、かゝる場合の據るべきものは總て統計以外の何物でもない。事變下に於ては統計は國の運命を賭けてゐるものと言はねばならない。

歐洲大戰に際して獨逸は農業政策を誤り、食糧の缺乏に悩み、竟に戦争を続けることを放棄せねばならなくなつたといふことは周知の事實であるが、食糧の缺乏の一原因として、農業統計組織が確立してゐなかつたことが擧げられねばならない。例へば一九一四年、初め豚の價格下落を懼れてその屠殺を禁止した結果、人の主要食糧たる馬鈴薯に不足を來すやに見えたので、この禁止令を撤廢すると共に、農家の馬鈴薯貯藏量の調査を實行したのであつた。そしてその調査の結果に基き馬鈴薯の缺乏に備へるために約二百萬頭の豚を一度に屠殺せしめたのであつたがそれは調査の報告が徵發を懼れて内輪になされてゐたためであつて、獨逸としては大いなる誤算に陥つたのであつた。そのために豚の不足を招來し、肉類の價格が騰貴した結果、反つて馬鈴薯、穀物等を飼料に用ひしめ、食糧不足の一因をなしたのあつた。

調査統計が、自己の個人的利害、地方的打算によつて實行される場合に於ては、その禍の歸するところ測り知るべからざるものがあることを右の例は示してゐると思ふ。生産統計、被害統計等は、平時に於ても然りであるが殊に事變下に於ては、補助金、軍用供出増産反別等各種の割當の基礎になる場合多く、地方的利害に關すること甚だ多いのであり、正確なる調査報告が地方的不利を招いた例を聞き、統計は人工的に左右されるも止むを得ないといふが如き言を聞くのは甚だ遺憾である。統計の權威は、幾多の部分的利己的打算が公のための義務によつて打ち破られる時に確立されるのである。

併しながらそれは同時に、國の政策が地方的事情を一層よく洞察したものになつた時である。統計に關しては何等の小細工を許さないのみならず、之を必要としない状態が必要である。そのためには一方に於て統計の歪曲に對する罰則と共に、他方に於ては統計調査員を國に於て任命し、進んでは市町村に於ける統計主任を國費支辨とすること等は將來に於て解決を要するのではなからうか。計畫的、統制的な經濟組織は、調査と統計的數字の上に樹立されるものであり、その基礎を最も堅固なものとなせねばならないからである。司法官の如き身分保證とまで行かなくても、せめて國費支辨によつてその地位を確實にすることが、地方的利害によつて動かされない統計を製作し得る根本であると思ふ。かゝる改正が容易に實現し得るものとも考へられないが統計が國を賭けての事務であることが認識さるゝならば、當然起るべき問題であると思ふ。

農林大臣官房統計課長に就任に際し感想を述べて御挨拶に代ふるものである。



(官計統畑長)

# 蠶絲統計論

(五)

農林省統計官 長畑健二

## 第九章 製糸業統計 (承前)

### 四、我國に於ける製絲業統計調査

我國に於ける製絲業統計調査として擧げ得るものは、農林省統計報告様式の蠶絲類表、製絲業法施行規則に基く事業概況報告書に依る統計、絲價安定施設法による生絲製造高調査等を擧ぐることが出来る。以下右のものに就いて其の概要を述べ、併せて之に對し若干の吟味を加へて行き度。

#### (一) 農林省統計報告様式に依る調査

國內生絲の生産高を調査することとしたのは古く明治の初年に始まり明治三年民政部から各府縣に提出を命じた物産表の品目の中にも生絲が擧げられて居る。其の後農商務通信規則の制定に當つても、生絲の製造高は勿論調査せらるゝこととなり、以來今日に至る迄毎年其の生産量は調査せられて居る。併し其の調査の規定、内容は年と共に幾變遷を経て今日に至つた。筆者の手許に於て判明して居る明治十九年制定の農商務通信事項様式以降の蠶絲類に關係する調査様式を左に掲ぐることにする。

#### 1 明治十九年三月農商務通信事項様式中

### 第十 蠶絲蠶卵紙眞綿概算表

何縣蠶絲蠶卵紙眞綿產額概算表

明治何年分

製絲家	生絲及眞綿				蠶卵紙
	生絲	熨斗絲	屑絲	眞綿	
戸數	貫	貫	貫	貫	貫
				合計	
備考	前年ニ對スル増減ノ事由ヲ陳述スヘシ				

一 戸數ハ内養蠶ヲ兼タルモノハ其兼タル數ヲ戸數欄内ニ付朱ニテ別記スヘシ

一 本表ハ其他産出ノ繭ト他ヨリ買入レタル繭トヲ論セス其ノ郡區内ニ於テ製シタル者ヲ表出スヘシ、但繭ニテ他ヘ賣出シタルモノハ表出スヘカラス

一 計數ハ貫位ニ止ムヘシ  
但蠶卵紙ハ枚數ヲ以テ之ヲ掲クヘシ

2 明治二十二年四月改正

何府縣生絲產額概算表						明治何年分	報導期翌年二月
捻造	器械	折返	提造	島田造	鐵炮造	其ノ他	合計
		坐繰	シ造				
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫

備考

一 本表ハ其他産出ノ繭ト他ヨリ買入レタル繭トヲ論セス府縣内ニ於テ製シタルモノヲ差出スヘシ

何府(縣)屑絲眞綿蠶卵紙掃立原種概算表						明治何年分	報導期翌年二月
熨斗絲	玉絲	生皮等其	他屑物	合計	眞綿	蠶卵紙	掃立原種
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫

一 本表ハ其他産出ノ繭ト他ヨリ買入レタル繭トヲ論セス其郡市内ニ於テ製シタル者ヲ表出スヘシ

何府(縣)生絲釜數表					明治何年分	報導期翌年二月
機釜	釜	坐繰釜	手繰釜	合	計	
貫	貫	貫	貫	貫	貫	

一 本表ハ總テ使用ノ目的ヲ以テ備置セルモノハ悉ク調査スヘシ

3 明治二十七年三月改正





備	眞	價	物		計	糸		計	黄
			計	物		計	黄		
備考	綿	製造戸數	量	價	圓	圓	圓	圓	圓

(注意)

- 一、製糸戸數、眞綿製造戸數ハ其ノ年執業シタル戸數ヲ記入スヘシ
- 二、繰糸釜數ハ其ノ年ニ使用シタルモノノ數ヲ記入スヘシ
- 三、器械繰トハ原動力ヲ使用シ綴掛裝置及釦ヲ備フル製絲器械ニ依リ單繭ヨリ繰糸シタルモノヲ謂フ
- 四、器械製糸場ニシテ座繰ヲ兼ネ又ハ座繰製糸場ニシテ玉糸製糸ヲ兼ナル如キモノノ戸數ハ之ヲ其ノ主ナル部ニ算入シ其ノ旨ヲ備考ニ記入シ製糸釜數ハ器械、座繰、玉糸ノ三種ニ分チ各其ノ部ニ算入スヘシ
- 五、生皮字トハ繰糸ニ際シ繭ヨリ手繰リ取りタル繭糸ヲ請ヒ、颯斗絲トハ生皮字ヲ引延シタルモノヲ謂フ
- 六、其ノ他トハ揚繭繭等ナリ

大正十四年十二月改正(現行ノ分)

第二四 蠶

絲 類

大 正 何 年

(報告期翌年二月限)

糸	生	計	千	千	五	三	百	百	五	十	十	器		械		糸		座		繰		玉		糸		計		
												製糸	繰糸	職	工	製糸	繰糸	職	工	製糸	繰糸	職	工	製糸	繰糸		職	工
黄	白	計	釜	釜	釜	釜	釜	釜	釜	釜	釜	場數	釜數	男	女	場數	釜數	男	女	場數	釜數	男	女	場數	釜數	男	女	計
糸	糸	計	以	未	未	未	未	未	未	未	未	計	數	數	計	數	數	計	數	數	計	數	數	計	數	數	計	數
計	計	計	上	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	計	數	數	計	數	數	計	數	數	計	數	數	計	數	數	計	數
計	計	計	上	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	計	數	數	計	數	數	計	數	數	計	數	數	計	數	數	計	數







統計優良町村視察記 (二十五)

半農半漁の僻陬も

今は国防の重要地

鹿島郡高松村を訪ふ



四月十一日の朝七時半の自動車に乗る。大貫町を廻つて、銚田町の近郊で乗りかへ、それから海岸傳ひに鹿島町へ向つた。何度過つても氣持のよい道である。左に鹿島灘を望み、右手は森である。殊に春の海は明るく、森には紅椿も咲いて眺めには飽かない。鹿島に着いたのは九時半頃であつたが、そこで三十分ばかり波崎行のバスを待つ時間があつたので久しぶりに鹿島神宮に参拜して皇軍の武運長久を祈つた。鹿島神宮の森を散歩する間もなく波崎行の發車時刻になつた。菜の花が咲く畑、櫻の咲く街道を十分も走つたと思つたら高松村役場前で御座いますと車掌が教へて呉れたので降りる。役場へ顔を出すと中はガラン洞、今年の紀元節に統計功勞者として吉永知事から表彰された統計主任

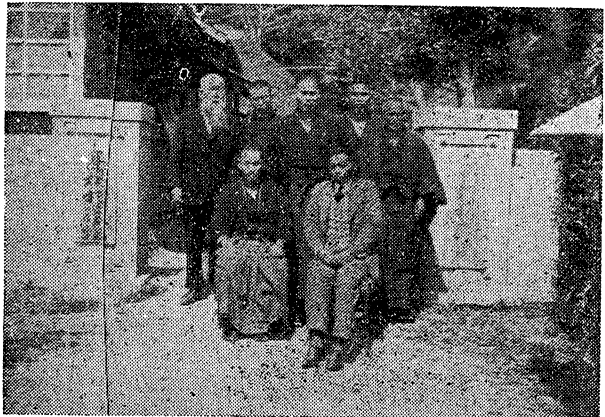
木瀧徳三郎氏

が一人執務して居るばかり、聞けば警防團の發團式があるので役場總出で世話をやいてゐるとの事である。高松村は鹿島の南部にあつて、東一帯は太平洋に面し、西は鹿島町、北は波野村に隣し、南は息栖村に接し、西南は行方郡延方村に對して居る村である。村長内野徳次郎氏は村農會長を長く勤めて居り、昨年六月村長に就任した本年七十一才といふ村内の長老であるが、本年二月發病以來殆んど役場に顔を出さず實務は助役加藤茂生氏が切り廻してゐる状態である。收入役給前直重氏は既に二期も勤めてゐる堅實な人で、庶務、勸業

統計、社會の四科を受持つ書記木瀧徳三郎氏は勤続十四年、各種功勞者として表彰される事數度に及び、同村が統計優良村として知られる様になつたのも偏に木瀧主任の努力によるものである。戸籍、兵事を分擔する書記橋本龜吉氏は二十三年といふ勤續者で、同役場の活字引である。國稅々務、衛生、土木を擔任する書記青木一郎氏は昨年就任したばかりではあるが新進氣鋭、縣稅々務、勤業の一部を受持つ書記山中正美氏は目下應召大陸の第一線に活躍中で其の事務は青木書記が兼務してゐる。

人口、戸數、耕地

昭和十三年末に於て戸數七百九十四戸で、職業別にすれば農業六百八十三戸、商業七十戸、工業四戸、漁業三十一戸、交通業二戸、公務及び自由業十戸其の他五戸で農業のうちに養蠶業を営むもの二百二十五戸も含まれてゐる。人口は本籍人口男二千七百四十人、女二千七



〔前〕 役書記 高松村 加藤茂生 佐々木 徳三郎 正三郎 大宮 茂徳 瀧田 吉 藤田 徳三郎 大宮 茂徳 瀧田 吉 加藤 茂生 佐々木 徳三郎 正三郎 大宮 茂徳 瀧田 吉 役書記 高松村 加藤茂生 佐々木 徳三郎 正三郎 大宮 茂徳 瀧田 吉

百六十一人、計五千五百一人。現住人口男二千二百九人、女二千二百五十八人、計四千三百六十七人で、入寄留二百七十二人、出寄留一千二百三十五人で出寄留は主として東京方面が

多い様である。耕地は田五百八十八町九反歩、畑二百八十町六反歩、計七百九十九町五反歩で、自作反別は三百三町四反歩(田百七十二町九反歩、畑百三十町五反歩)小作反別四百九十六町一反歩(田三百四十六町歩、畑百五十町一反歩)である。自作農家は田七十戸で一戸當り六反三畝、畑七十八戸で三反六畝の一戸當りとなつて居り、自作兼小作農家は田二百六十戸で一戸當り九反五畝、畑三百三十四戸で四反五畝の一戸當り、小作農家は田二百三十一戸で一戸當り九反八畝、畑二百七十一戸で一戸當り三反七畝となつてゐる。

各種生産物の状況

を見ると東部一体は太平洋に面してゐるので昔は二萬五千圓からの漁獲高があつたが、約十年前から漸次不振となり、轉業するものが續出して今では大字平井だけが漁業に従事して

ある有様となり、従つて漁獲高も僅かに五千圓内外になつてしまつた。それに代つて農業が發達し、最近五ヶ年間に開墾によつて八十町歩も耕地が増加した程で、殊に西瓜は鹿島西瓜として東京市場に重きをなし、昔は若松村が主産地であつたが、最近では若松村を凌駕九千圓を産する盛況を示してゐる。又甘藷も非常に増産され約三萬圓の産額を示す様になり従つて甘藷切干が二千圓の産額に上つてゐる。又家庭副業として裡蒔、叭の製造が普及し裡蒔は三萬七千八百八十圓、叭は二萬五千五百圓の生産を見農家の懐を肥してゐる。主なる生産物をあげれば左の通りである。

水粳二十五萬七千九百二十四圓△水糶二萬六千四十八圓△陸粳三百二十圓△陸糯二千九百二十四圓△大麥二萬二千三百二十一圓△稈麥二千六百三圓△小麥二萬九千四百八十圓△大豆五千四百二十圓△小麥七百九十二圓△養蠶六萬二千三百十八圓△白瓜一千八百圓△南瓜九百圓△甜瓜二千六百圓△大根四千圓△牛蒡一千三百五十八圓△里芋二千三百五十圓△漬菜一千二百二十三圓△落花生一千二百三十八圓

### 統計調査員の活躍

此の村の統計費は四百四十九圓で、調査員手當は十六圓、

第六區ノ二	十三年	青塚健之助	四四
第七區	九年	内野平次	四六
第八區	七年	内野小市郎	六三
第九區	十二年	根本得一郎	五一
第十區	六年	富島初太郎	六三
第十一區	六年	吉川慶三郎	六三
第十二區	四年	橋本磯吉	六五
第十三區	七年	橋本熊吉	六一
第十四區	十三年	野口五平	五二

### 國防上の重要地

統計調査區は第十四區の田百七町歩といふのがあるかと思ふと第十三區は僅かに田十五町歩といふ少い所もあり、又第六區の一の様に田畑が集團せず各所に点在して實地調査の上から非常に手数を要する所もあるといふ風で一様ではないが、兎に角調査員の努力によつて優良な成績を収め續けてゐるのは慶賀に堪へない。一体高松村は神都鹿島に隣りした半漁半農の地であつたが前にも記した様に最近では漁業の不振から純農村と變つたといつても差支なくなつたのであるが、曩にはグライダー練習所といふ文化的な施設が出来、最近では近代國防上重要な施設が出来て帝都を護る重要な地点として指定される様になり、又東京に近い海濱なので別荘地としても

そのほかに米生産統計手當が五圓あつて一人年二十一圓といふ計算になるが、高松村統計調査員が發達をして優良な成績を収めるに至つた原因は木瀧主任の熱心な指導が與つて力ある事は勿論であるが、早くから優良事務の實地視察をして参考として改善を加へて來たのもその一つに數へられる。現に四十五圓の視察費を豫算に計上して既に千葉縣津ノ宮へ二回、昨年は同郡諏訪村へ視察に出掛け、今年は久慈郡賀美村へ見學にゆく事になつて居る相である。調査員の打合會は年に五回から七回位で他町村と變りはないが、調査員は互助協力して調査の萬全を期するといふ風に訓練されてゐるので格別支障もなく事務を處理してゆける相である。縣統計協會から功勞者として表彰された平山清太郎氏が本年辭任して第一線を退いたのは心淋しいが、引續き後援の勞を惜しまないのは同村統計調査の上に又と得難い力であらう。現在の調査員は左の通りである。

受持區	勤續年數	氏名	年齢
第一區	十一年	平内清太郎	五三
第二區	四月就任	高根誠作	五三
第三區	全	小沼重藏	七〇
第四區	十一年	辻注連松	四七
第五區	四年	齋藤國三郎	五二
第六區ノ一	十年	大宮邦三郎	五八

相當知られる様になつて來てゐる。

### 春季調査 實地指導

七十七ヶ町村へ 係員を派遣して

統計事務の向上發展を期する爲め各町村では春季調査に先つて調査員打合會を開催する事になつて居るが、縣統計課では四月四日より東茨城郡石崎村外七十七ヶ町村の打合會に對しては各係員を出張出席せしめ左記事項に付研究の上實地指導を行ひ十六日終了した。

#### 打合會研究事項

- (一) 調査員會開催の趣旨(一) 報告期限の勵行に關する件(一) 調査區の境界に關する件(一) 調査準備に關する件(一) 作付反別調査原簿に關する件(一) 作付反別實地調査に關する件(一) 調査時期選定に關する件(一) 集計表に關する件(一) 收穫高の決定に關する件(一) 春季調査に關する件(一) 農産物收穫豫想に關する件(一) サツマイモ切干の調査に關する件(一) 飼料作物並家兎の調査に關する件(一) 米生産統計調査に關する件



曾つては有名な

# 紛糾村が平和郷に

## 西茨城郡東那珂村を訪ふ

高松村を視察した翌日である。西茨城郡東那珂村の状況を視察する爲に羽黒驛で汽車を降りたのは午前九時少し過ぎであつた。花崗石の産地として稲田、福原など、共に有名なところだけあつて、驛を出るともう石屋が何軒か店を並べてゐる。驛前の宿を出はづれると小學校があり、その直ぐ隣りが東那珂村役場である。刺を通じると村長室に通される。村長室といふのが馬鹿に大きい、會議室にでも用ゐられるものらしいが瀬尾村長はその部屋に頑張つてゐる。『生憎宮崎統計主任が縣廳の方へ出張して留守だし、私も今から水害地復舊工事の用件で外出しなければならぬので折角の御視察に御説明の出来ないのは残念ですが前村長で詳しく事情を知つてゐる飯田村農會長がおいでになりますから、御説明申上げる

事に致します』と飯田村農會長を紹介された。瀬尾村長は地下足袋脚絆で出掛けるといふので

### 役場前で記念の

撮影をし別れを告げた。東那珂村は西茨城郡の西部に位し、北は北那珂村、西は岩瀬町、東は西山内村、南は新治郡戀瀬村に隣る廣袤一、五二方里の地域で、土地の高低傾斜は極めて複雑し、其の間を櫻川、筑輪川が貫流し周囲は羽黒山、加波山、雨引山等に圍繞されて居り、それ等の連峰から花崗石が産出されるので知られてゐるが、櫻川は謡曲「櫻川」で世人に周知され、沿岸磯部丘陵地には天然記念物指定の櫻があり

戸、其他四十一戸である。人口は男二千八百三十一人、女三千百十三人、計五千九百四十四人である。東那珂村といへば昔は紛擾で有名な村だつたが、紛争久しきに亘つて村内がやうやく疲弊して自然に村民が自覺し、約十年前から經濟更生に乗り出して今では其の途上にあるのである。

### 往時紀貫之が

何時よりも春べになれば櫻川

波の花こそまなくよすらぬ

と詠じて賛嘆し、三好博士等も實地檢分して櫻の保存について指導し



記書谷兩・長村尾瀬・長會農田飯・記書沼飯〔列前〕

記書酒來

屋玉兒・記書山出日・記書谷深・記書本根〔列後〕

たといふ程有名なものである。大字は西小塙、加茂部、高幡、今泉、木植、猿田、會根、松田、友部、上城、水戸、青柳、磯部、稻の十四から

あつた頃即ち昭和三四年頃状態はどうかといふと、歐洲大戰後經濟界の好況の波に乗つて純農村も景氣がよくなり、誰れも彼れも田畑を購入するといふ鹽梅で借金しても見得を切り冠婚葬祭なども分に過ぎた支出を惜まず、子弟の教育なども經濟觀念を凌却して唯中等學校をやらせなければならぬといつた風で、其の頃東那珂村全体の債務は百萬圓を突破したものである。それで昭和五年から經濟更生に乗り出し、縣の指定村となつたのが昭和七年、農林省の指定を受けたのが昭和十一年といふ風に計劃の實行に努めた結果昭和十年には農家の負債總額は五十四萬三千餘圓に減じ、昨年末には約三十萬圓に切りつめ得たのである。滞納額も一時は八千圓以上に上つたが今では約二千圓にまで整理がついて村の經濟もどうやら更生の曙光を認められる様になつた譯である。殊に面白い計劃は村營診療所の設置で、最初は相當強硬な反對もあつた

### 疲弊のドン底に

成り、戸数は九百六十六戸で農業八百三十五戸（自作四百十五戸、自作兼小作百七十五戸小作二百四十五戸）商工業九十

二

が、それを押し切つて説得につとめ、本年三月から厚生省健康保険指定村として實施する事になり、いよゝ

### 村營診療所が設置

され、建坪十二坪平屋鉛板葺の新しい診療所が村役場前に出来たのである。此の経費は戸數割の標準によつて保険料を徴收し、病氣にかゝつた場合は費用の三割、入院する時は五割を個人が負擔し、其の他の費用は村費、補助等によつて組合が支出するといふ建前で既に組合員七百二十七名、被保険者四千三百名を擁するに至つて居る。勿論兒童や貧困者には無料で診療に當つて居るのであるが内科や外科は勿論齒科の設備までも一切整つて居る施設は他に餘り類例を見ない文化設備として誇るに足るものだらう。同村の事務分擔は瀬尾村長のもとに

(學事、援護事務)天賀谷助役(會計)仲田收入役(稅務)飯沼書記  
(庶務、兵事、經濟更生)宮永書記(戶籍、社會)雨谷書記(統計、勸業)宮崎書記(稅務)日山書記(庶務、兵事、土木)深谷書記、(衛生、社寺)來栖書記

といふ分擔になつて居り、更生途上にある東那珂村役場の事務は活發に處理されその成績見るべきものがある。

八十二圓△梨一萬二千九百三十六圓

### 統計に現はれた

數字は凡て同村統計調査員の手によつて調査集計されたものであるが、同村の統計費は僅か四百三十二圓で、手當も一人十二圓、外に米生産統計手當三圓を加へて年額十五圓で他町村に比して必ずしも多い方ではない。現在は

調査區	勤續年數	氏名	年齢
第一	九ヶ月	増淵 和平	五二
第二	同	瀬尾 喜市	五八
第三	同	杉浦 善四郎	五四
第四	六年	北島 辰一	三四
第五	同	佐伯 榮助	四八
第六	四年	安達 喜平	三八
第七	五年	鈴木 三郎	三二
第八	同	加藤 要次郎	四五
第九	十年	池田 喜一	四六
第十	十七年	仁平 義守	五六
第十一	一年半	島田 重藏	三二
第十二	一年	岩本 盛	三二
第十三	四年	細谷 茂	三八
第十四	四年半	渡邊 邦一郎	三四

### 生産物の主要な

ものは農産物であるが従業員約二百人、二萬九千四百才、一萬四千七百圓の産額を有する花崗石は特産物として知られ、其の石材製品も亦九千圓の産額を有してゐる。昨年百十戸が經營した春蠶は一萬一千三百九十一圓、九十四戸が飼育した夏秋蠶は三千七百五圓、計一萬五千九百九十六圓の繭を産出し、三十九町三反歩に耕作された煙草は四萬四千六百四十三圓の賠償額を収め、鶏の飼養戸數は五百二十六戸で成鶏二千九百二十二羽、雛一千三百九十六羽(二千九百四十六圓)産卵一萬二千二百六十四圓をあげてゐる。其他麵類一千八百五十圓、菓子類二千八百圓等の製造もあるが農産物の主なものをあげれば左の如くである。

水稻二十七萬九千四百六十圓△陸稻三萬七千九百九十七圓△大麥三萬三千四百三十五圓△稗麥四千八百八十二圓△小麥六萬五千五百五十九圓△燕麥五千五百七十二圓△大正九千四百八圓△小豆一千六百圓△蕎麥二千三百二十七圓△甘藷一萬一千四百六十六圓△馬鈴薯二千八百五十九圓△菜種一千四百四十四圓△胡瓜三千四百七十二圓△南瓜一千四百九十二圓△茄子四千六百五十九圓△蕃茄一千四百七圓△生大根二千九百三十五圓△牛蒡二千六百七十八圓△里芋四千三十九圓△葱二千五百八十四圓△漬菜三千三百三十三圓△桃二千九百

第十五	六ヶ月	三村 春信	四五
第十六	七年半	天賀谷 正雄	三六
第十七	一ヶ月	磯 明男	三二
第十八	八ヶ月	瀧田 稻太郎	四四

といふ顔觸である。そして打合會は年六七回で各季の調査や準備に支障なきを期して居るが、視察は隔年一回とし、旅費の八割を支給するほか出張手當も豫算に計上してあり、又事蹟の優秀なものは村として表彰する等相當の奨励方法も考慮されてゐる。飯田村農會長の説明は細に入り微を極めたもので村政の概要を詳にする事が出来た。櫻川の櫻も見頃ではあつたが、前に視察した事もあるので御免を蒙り、同村が統計事務に就て優良な成績を収めて居る様に、經濟更生にも實績のあがらん事を祈り乍ら歸途に就いた。

### 統計課長會議

農林省で開催

去る四月二十七日農林省に於て道府縣統計課長會議が開催され、縣より大月統計課長、池田屬出席左の會議事項に付協議を遂げた。

- 一、重要農作物栽培状況速報に關する件
- 一、増産計畫に伴ふ統計資料整備方策に關する件



實務 統計調査の栞 (25)

春から夏へ……

忙しい調査の戦ひ

期限を厳守して  
有終の美を濟せ

猫の手も借りたい農の五月が来ました。自分の田畑を耕すのに精一杯のところへ、戦時下統計事務の第一線に働かねばならぬ統計主任や統計調査員の御勞苦には自ら頭の下がるものがあります。

殊に最近には國家總動員の反映によつて各種の統計事務が新に増加したり、

の例から見ますと此の点に遺憾なきを得ない様であります。お互に氣をつけて斯ういふ事のない様に一層努力しやうではありませんか。

麥豫想收穫高

(市町村報告期五月二十三日限)

本表は五月二十日現在に依つて調査し極めて短い期間の五月二十三日中に縣廳へ到達する様に報告するのであります。餘程敏活に處理しないと期限に遅るゝ事になりますから充分御手配を願ひます。

統計調査員は市町村長の定めた報告期限迄に農産物調査方法に依つて一筆毎に實地踏査を終らねばなりません。それで作付反別調査票の整理集計を遂げ、集計表と共に市町村長へ提出するのであります。

尙市町村の報告で前年收穫欄には前年實收高を記載すべき筈なのに、前年の豫想收穫高を誤載する向もあります

臨時調査があつたりして容易ならぬものがあるのを承知して居るだけに、統計事務關係者の繁忙に對しては御同情申上げるよりありません。併し一面から考へますと我々統計關係者は此の非常時態勢を荷ふ重要役割を分擔するもので、銃後を護る重責を負はされてゐるのであります。斯う自覺し異郷に干

から注意を願ひます。  
次に備考欄は前年との作付反別の増減事由並に氣候の適否、施肥の多少、發育の経過及び病、蟲、風、水害の有無等所定の事項は必ず詳細に説明する様に願ひます。

ナタネ作付段別並作柄

(市町村報告期五月二十三日限)

本調査は麥豫想收穫高と同様に五月二十日現在を以て作付反別と前年作柄に對する其の年作柄の割合とを調査するのであります。調査員は此の期日以前に於て實際の作付反別を細則に示す處の農産物調査方法に基いて耕地一筆毎に實地踏査を終つて居らねばなりません。

而して其の作付反別調査票を整理の上春季調査集計表を作成し示された期日迄に調査票と共に役場へ提出すべきに付其の調査材料に依つて計上するものなれば其の作付反別は實收の反別と

才を執る同胞に思ひを致す時、自ら勇氣百倍して奮闘又奮戦どうしても此の難關を切り抜ける爲渾身の力を揮はねばならなくなり、銃後の戦場に働くもも、矜持をさへ覺えるのではありますまいか。兎に角此の重責を自覺し、銃後第一線に御奉公出来る者の誇りを堅持して、お互に勵まし助け乍ら働かうではありませんか。

春季調査の準備整ひ、いよく各種調査に取りかゝられた事と思ひます。春から夏へは文字通り統計調査員にとつては戦ひであります。此の春季調査がうまくゆかねば、夏季の調査も思はずに出来ないのは當然の事です。従つて一年の統計調査が面白くない結果を招來するのは、言を俟たない所でありませう。

各種統計の調査が如何によく出来ても報告期限を誤る様な事があつたら、それこそ九俵の功を一簣に失ふもので残念至極といはねばなりません。從來

相違せざる筈であります。故に單なる見積や推計に依り計上する様な事なき様特に注意して頂きます。又前年作柄に對する其の年作柄の割合は調査員が實際の状況を巡回調査し尙精農家等の意見をも徴して其の作柄の良否を決し五月二十日現在に於ける見込割合を推定するのであります。前年が不作の時でも豊作の時でも前年を一〇〇とし其の年割合を前年に比較して、三割増収見込の場合一三〇とか、或は二割減収見込の場合八〇と云ふ様に記入するのであります。平年を一〇〇として其の年割合を決める様なことなき様特に御注意を願ひます。

春蠶豫想收穫高

(市町村報告期六月二十日限)

本表は六月十五日現在に依り擔當區内の各飼育者を巡回して實際の状況を調査し尙營業者の意見をも徴して其の區内に於ける蠶種一瓦當の豫想收穫高

を決定し、之に掃立數量を乗じて算出するのである。若し無收繭見込數量ある時は之を除外した掃立數量に乗ずるのです。前年收繭高へは前年に於ける實收繭高を記載するのですが、前年の豫想收繭高を誤つて記載したり、又備考の記述を略する向がありますから特に注意を願ひます。

### ジャガイモ豫想收穫高

(市町村報告期六月四日限)

本表は無水アルコール専賣制度の實施に伴ひ昭和十二年より調査することになりました。栽培現在面積は農林省統計報告規則細則に依る實地調査資料に基いた面積を掲上し、豫想收穫高は六月一日現在に於ての成育の状況、病虫害の状況を觀察し、且氣候の經過、肥培管理を考慮した上尙参考の爲精農家等の意見をも徴して一段歩當り豫想收穫高を決定し、之を基礎として收穫し得べき豫想收穫高を算出するのであ

ります。尙此の表は六月四日迄に縣へ到達する様報告するを要するのでありますから、期日迄に到着する様期限は特に厳守せられたいのであります。備考欄には氣候の經過、成育の状況、病虫害の有無を記載説明することを忘れたい様願ひます。

### 麥

(市町村報告期七月十五日限)

作付反別は農産物調査方法に依つて實地調査を遂げた反別を計上するのでありますから、豫想收穫高表報告の際報告した段別と一致する筈であります。若し其の後調査洩又は誤算があつたことを發見したときは、之を訂正して必ず其の事由を數字を以て備考欄に説明する事を忘れない様に願ひます。收穫高は作柄毎に決定した一段歩收穫高に右作付別に調査した段別を乗じ算出の上合計を掲上するのであります。尙單

### 桑 苗

(市町村報告期六月十五日限)

本表は前年六月より其の年五月に至る期間に於て苗木の生産に従事した戸數を調査するのです。苗木は養成済のもの、數量を調査するのですが、苗木又は原苗として使用した數量は調査の必要がありません。尙調製表に際して注意を願ひたいのは管苗であります。管苗は未だ養成済にならないから調査の必要はありませんが、次に於て養成済のものは代出として調査するのであります。

### 茶 畑

(市町村報告期七月十五日限)

本表は農産物調査方法に依り調査し假令採葉の樹齡に達しないものでも其の段別は調査すべきもので、普通採葉樹齡は四年位です。畑の欄には茶を主作物とする段別及び混作、間作された

價は當該收穫も季節に於ける即ち六、七月頃の平均價格に依るのであります。其の他備考には豫想收穫高及び前年收穫高に比しての増減した事由を詳細記載するほか、氣候の適否、施肥の多少發育の經過及び病、蟲、風、水害の有無等を記述するのであります。

### 春 蠶

(市町村報告期七月十五日限)

春蠶は養蠶調査方法に依つて春蠶票により掃立數量、收繭高を調査するのであるが、課税の標準や所得の判定資料に使用せらるゝを恐れ隠蔽する虞が今尙幾分ある様であるから、調査員は此の点を充分飼育者に説明して統計の使用目的が斯るものでなく、又全然使用し得ざることを理解せしむるに努めて貰ひたいのであります。而して尙養蠶實行組合や四圍の状況等に依り觀察して疑のあるものは一層綿密に判定して正確なるものを得る様慎重は調査を

反別、乃ち其の間に大豆、玉蜀黍等を間作する場合及び桑其の他の樹木を間作、混作せらるるもので茶を主作物とする限り茶畑たるべきに付注意せられたい。

### 桑 畑

(市町村報告期七月十五日限)

本表は農産物調査方法に依り調査すべきもので、假令採葉の樹齡に達しなくも洩れなく調査されたい。畑の本畑には桑を主作物とする所謂純粹な畑の本畑には桑を作物、例へば間作、混作せられた準桑畑を仕立方に依り夫々調査されたいのです。尙ほ其の他の欄には畦畔其の他畑以外に散在するものを仕立方に依り段別を見積り掲上すべきであります。根刈とは地上一尺未満を中刈とは同一尺以上三尺未満を、高刈とは同三尺以上を中幹とし、枝條を伐採するものを謂ひ、立通とは一定の剪枝を行はざるものを謂ふもので、桑葉過

願ひたいのであります。戸數は其の季節に養蠶に従事した凡ての戸數を計上し、掃立數量は中途で投蠶したもので凡て調査をし、又中途で一部を甲より乙に譲渡したとか云ふ場合には、甲の掃立數量より乙に渡した分を控除し乙の飼育する掃立數量を乙の掃立數量とし、原蠶も春蠶票も之に依り正確にせねばなりません。又收繭量は自家用も調査するもので、上繭、玉繭、屑繭の三つに分ち調査するものであつて、上繭は汚染せざる完全なもので、屑繭は玉繭以外の汚れ繭とビシヨとかノビとか稱するもの全部を包含するのです。尙前年に於ける縣平均單價及一瓦當收繭量を掲ぐれば次の通りです。

一瓦收繭量(白繭種)	六七四匁	
(黃繭種)	七一	
白繭種	黃繭種	
上繭	四、二三	三、九七
玉繭	二、六六	三、四五
屑繭	一、九九	一、七九



剩の爲め刈取ない段別を立通とするも  
のではないのでから注意を願ひます

### 鶏 鶯

(報告期七月十五日限)

鶏及び鶯の調査は戸数及び羽数は六月三十日午後十二時現在に依り、産卵数は六月三十日中に産んだものを調査するのでありますが、調査に際し左記の点特に注意を願ひます。

1、家禽調査原簿を本調査執行凡そ一週間前に於て各世帯に就き飼養の有無を調査

- 1、成鳥とは孵化後満六ヶ月以上のもので雌及び雄に別ち調査するのです。
- 2、飼養戸数は羽数別に調査するのですが其の羽数には雛も含むに付御承知を願ひます。
- 3、雛とは孵化後六ヶ月未満のもので雌雄別の調査を要しません。
- 4、産卵数は六月三十日一日の産卵を調査し、之に一年の日数を乗じ、其の町村の一ケ年間の産卵とすべきものに付一年の日数で除し端数を出さない管なので注意を願ひます。

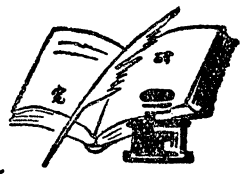
二八

種別	鶏	鶯
一羽(ケ)當り價額	九四九個	九六個
雄	一〇五	四二
雌	七五	四二
雛	三八	四二
鶯	一〇五	四二
雄	四二	四二
雌	四二	四二

## 學事統計の終闋

縣集計の完成は  
五月迄の予定

昭和十三年度の學事統計の集合査閲は縣下十五箇所にて、四月十七日縣廳會議室に那珂郡の調査を皮切りに開始したが、本年度は小學校表中前年に小學校及び高等小學校を卒業した児童の本年三月一日現在に於ての状況調査が様式の一部改正に伴ひ増加したが各市町村學事統計主任者及び學校に於ける統計取扱者の熱心なる努力に依り各郡共好成績を挙げ、五月上旬筑波郡の査閲を最後として終了した。尙中等學校の學事統計も五月二日より五日迄に完了したが是が縣集計は統計全課員の總努力に依つて五月一杯に取纏る見込である。



# 八月一日に施行される 臨時國勢調査の要綱

地方統計主任官會議に提示  
大月課長郡司屬が列席協議

國民の消費事情を明かにする目的のもとに本年八月一日を期し全國一齊に施行される昭和十四年臨時國勢調査は我が國現下の情勢から今次聖戰の目的を貫徹し、東亞永遠の平和確保を目標とする支那大陸の新秩序建設の大業を達成する爲急速に國家總力戰の体制を整へる必要から行はれる重要なものであつて、内閣統計局では之に關する諸般の打合せ協議の爲三月二十二、二十三兩日地方統計主任官會議を開催し、本縣から大月統計課長、郡司屬が出席したが、三月二十二日午前十時から會

議が開かれ、内閣書記官長の訓示に續き内閣統計局長は  
支那事變は長期應戰の態勢に入り、今や東亞に於ける新秩序建設を目標とする、恒久的建設事業をも進めて行かねばならぬ時機と相成つて参りました。此の非常時局に於きまして、事變並に事變後の諸情勢に即應して、諸般の政策の實施を必要とするものが愈々輻輳し、從て之が計畫立案の基礎資料たるべき統計の重要性は益々其の度を加へ、統計の局に當る者は克く其の責務を盡し、此の急需に即應せねばならぬと存するのであります、各般統計の整備改善に全力を盡すと共に

國家の政策に必要な諸般の調査に付きましては、十分の研究と準備とを懈らざる完全なる調査の實施に依り、非常時局下に於ける統計當務者の重責を全う致し度いと念願致す次第であります。  
昭和十四年臨時國勢調査は、極めて重要な意義を有する調査でありまして、國民の日常消費生活に必要な物資の量及其の地域的分布、並に之が配給機構の實況を悉かに致さうとするものであります所謂國勢の基本に關する調査であります故に之は國勢調査に關する法律に基き、實施するを最も妥當と認めました。然るに現行法律の規定に依りますと、御承知



### 昭和十四年臨時國勢調查要綱

昭和十四年臨時國勢調査に於ては、國民の消費事情に關する調査を施行す。

#### 一 調査の目的

國民の消費に要する物資の數量、金額及其の地域的分布の状況並に配給の状況を察かにして、諸般の政策の立案及實施に資せんとす。

#### 二 調査の内容

本調査に於ては物品販賣を業とするもの、物品販賣の仲介を業とするもの、旅館、料理店、飲食店、工場、寄宿舎、病院及船舶に付一般的實地調査を行ひ、之に依り物資の消費高を調査すると共に、其の配給の状況を明かにし、他方生産業、物品販賣業及建築業に付標本的實地調査を行ひ、之を基礎として自家消費高及建築材料消費高を算出するものとす。

#### 甲 一般的實地調査(甲種經營體の調査)

(一) 調査の時期  
昭和十四年八月一日

#### (二) 調査の範圍

1 物品販賣業を営むもの(農學校、農事

勢調査に比し難解のものがありますから調査客體に脱漏なき標準備調査の完全を期すると共に、調査員並に申告者の指導に十分留意せられ、申告の正確を期せられんことを切望致す次第であります。尙本調査の結果は急速に編整し、結果を利用する各廳の政策立案の基礎資料として、直に活用せしめたい意嚮でありますから、調査書類の進達に關しましても、十分の審査と共に、進達期限の嚴守に格別の配意を煩したいと存じます。最後に申述べて置きたいことは、地方交付金のことであります。地方實査に要する經費として、國庫の負擔すべき金額は總額三十五萬圓でありまして、關係勅令公布後、直に割當交付することに相成ると存じます。以上の様な訓示をなし、調査要綱の説明あり、午後指示事項あり、二十三日は注意事項、調査の範圍、事項等の細目につき説明あり會議を終つたが、提示された臨時國勢調査要綱は左の如くである。

の如く十年毎に大規模なる調査を行ひ、其の中間五年に該る年に簡易なる調査を施行するの制となつてゐるのであります。本調査の如く、緊急實施を必要とするものを直に行ひ得ない憾があるのであります。されば廣く國勢の基本に關する調査を、必要に應じ實施することを得るの途を拓く爲、本法律の改正案を議會に提出し目下審議中であります。近く制定公布を見、勅令以下の諸規程も公布せらるゝことに相成ることと存じます。

本調査は我國に於ては勿論、外國にも未だ其の例を見ないものであります。殊に國民の生活物資消費高を配給機關に就き、其の賣上高を通じて調査することを主體と致します關係上、營業者の業務上の秘密事項にも亘り、而も被調査者は課税等の關係を考慮に入れる爲、勢ひ記入の不正確を來す惧れなしとしないのであります。此の點に鑑みまして、各位に於かれては申告者に對し、調査の趣旨を十分徹底せしむることに格別の御配意を煩はしたいのであります。又調査の客體も多岐に亘り、調査の事項も亦從來の國

#### (三) 調査の事項

- 1 試驗場、行商、露店商を含む)
- 2 物品販賣の仲介業を営むもの
- 3 法人、組合その他にして物品の販賣又は買入の仲介を爲すもの(産業組合を含む)
- 4 旅館、料理店及飲食店其の他之に準ずべきもの
- 5 常時五十人以上の職工を使用する工場、常時二十人以上の寄宿人を收容する寄宿舎若くは之に準ずべきもの、病院又は船舶
- (イ)物品販賣業を営むもの、物品販賣の仲介業を営むもの及法人、組合其他にして物品の販賣又は買入の仲介を爲すものに付ては左の事項を調査す。
- 1 經營體の名稱(名稱なき場合は主任經營者の氏名)
- 2 本店支店の別
- 3 開業の年月
- 4 企業の組織
- 5 法人に在りては拂込資本金又は出資額
- 6 營業又は事業の種類

- 7 經營の形態(小賣店、百貨店、生産小賣商、卸小賣商、露店行商、卸賣商、貿易商、産業組合、消費者團體の共同購買、其の他の共同購買及共同販賣、物品買入の仲介の別)
- 8 従業者(經營者、従業員、使用人の男女、年齢、教育程度別)
- 9 調査期日前一年間の卸賣小賣別賣上總金額
- 10 内閣總理大臣の指定する物品の調査期は前一年間の卸賣小賣別賣上數量及其の金額
- 11 前號の指定物品中内閣總理大臣の指定するもの特定物品の現在手持數量

- (ロ)旅館、料理店及飲食店其の他之に準ずべきものに付ては左の事項を調査す
- 1 經營體の名稱(名稱なき場合は主任經營者の氏名)
- 2 本店支店の別
- 3 開業の年月
- 4 企業の組織
- 5 法人に在りては拂込資本金又は出資額

#### (四) 調査の方法及機關

各經營體に付申告書一通を用ひ、經營主又は管理者を申告義務者とし、之に所定の事項を記入申告せしむ。申告書の配付蒐集は國勢調査員をして之に當らしむ。尙國勢調査員の外、必要あるときは市町村に國勢調査指導員を置き、調査事務の

指導に當らしむ。國勢調査員及國勢調査指導員は名譽職とし、府縣知事の推薦に依り内閣に於て之を命ず。

地方實査は市町村長之を管掌し、府縣知事之を指揮監督するものとす。

府縣廳内に臨時國勢調査部を設置し、調査の事務を處理せしむ。

乙 標本的實地調査(乙種經營體の調査)

(一) 調査の時期

昭和十四年八月一日

(二) 調査の範圍

- 1 市町村長の指定したる農業又は食料品製造業を營むもの
- 2 市町村長の指定したる物品販賣業を營むもの
- 3 市町村長の指定したる建築業を營むもの

(三) 調査の事項

- (イ) 農業又は食料品製造業を營むものに付ては左の事項を調査す。
  - 1 經營體の名稱(名稱なきものは主任經營者の氏名)
  - 2 事業の種類(農業に付ては自作、小作、自作兼小作の別)

- 3 經營の規模
- 4 調査期日前一年間の指定物品の生産數量及金額
- 5 調査期日前一年間の指定物品の自家消費數量及金額

(ロ) 物品販賣業を營むものには左の事項を調査す。

- 1 經營體の名稱(名稱なき場合は主任經營者の氏名)
- 2 營業の種類
- 3 經營の形態(卸賣商、卸小賣商の別)
- 4 從業者
- 5 調査期日前一年間の指定物品の賣上數量及金額
- 6 調査期日前一年間の指定物品の自家消費數量及金額

して内閣總理大臣の指定するもの指定建築材料の使用數量及金額

(四) 調査の方法及機關

調査すべき經營體は、各府縣に於て農業を營むものには二百分の一、食料品製造業を營むものには百分の二、物品販賣業を營むもの及建築業を營むものには百分の一に該るものを各種業態に互り選定し、各經營體に付申告書一通を用ひ、經營主又は管理者を申告義務者とし、之に所定の事項を記入申告せしむ。申告書の配付、蒐集、調査の機關等は一般的實地調査に於けると同じ。

三 結果の整理

(一) 一般的實地調査

一般的實地調査の結果の整理は全部中央集査とし、昭和十五年中に完了するものとす。

(二) 物品の自家消費高及建築材料消費高の算定

- 1 農業又は食料品製造業を營むもの自家消費高に付ては、各府縣毎に標本的實地調査の結果に依る指定物品の一年間の生産總量に對する自家消費量

の比率を求め、之を當該府縣の各種生産總量に乗ずるの方法又は各府縣毎に標本的實地調査に依る指定物品の平均一業者當り一年間の消費高を求め、之に生産業者數を乗ずるの方法に依り算定す。

- 2 物品販賣業を營むもの、自家消費高に付ては、各府縣毎に標本的實地調査の結果に依る指定物品の一年間の賣上總高に對する自家消費高の比率を求め之を當該府縣の各種賣上總高に乗じて算定す。
- 3 建築材料消費高に付ては、各府縣毎に標本的實地調査の結果に依り構造種別住宅の新築及増築一坪當り材料使用高を求め、之を別に府縣に照會して得たる住宅新築及増築延坪數に乗じて算出す。

(三) 物品の國民消費總高の算出

一般的實地調査の結果に依り得たる物品の消費高と、標本的實地調査を基礎として算定したる物品の消費高及建築材料消費高とを合算し、之を國民消費總高とす

(四) 其の他の結果概要

國民消費總高の結果表の外、配給機關の數及其の地域的分布、人的構成、企業組織、商品現在手持高に關する結果をも表章す。

商工業調査

創設打合

會議事項の概要

小規模工業調査並に商業調査創設に關し去る四月二十四日及び二十六日の兩日東京商工會議所會議室に於て地方統計課長會議が開催され縣より大月統計課長、高島屬が出席した。會議事項は大體左の如し。

一、小規模工業調査創設

小規模工業の實情を詳にし以て我國工業の全貌を明にし國家總動員計畫設定運用並に中小工業問題對策其の他の工業政策の基本資料たらしむると共に民間に於ける經營改善等の參考資料たらしめんとし現行工場調査に洩るゝ一切の工業的生產を行ふ作業場に付調査するものにして具

體的には不日發表ある筈なるも大體調査項目は現行工場調査與に稍同様の如し

二、商業調査創設

我國卸商業の實情を詳にし以て物資の配給狀況及之が機構を明にし國家總動員計畫設定運用並に各種商業政策の基本資料たらしむると共に民間に於ける經營改善等の參考資料たらしむ爲卸商業者の各營業所に付調査するものにして實施に當りては具體的に發表ある筈なり

三、調査員

以上の調査を實施するに際しては商工統計調査員をして之が調査に當らしむる爲調査員の選任等をなし調査の完璧を期する豫定なり

内閣統計局會議

勞働に關する指數作成の統計資料蒐集の爲勞働統計毎月實地調査を施行するに際し去る四月二十七日内閣統計局會議室に於て統計主任官會議が開催され、縣より大月統計課長池田屬が出席した。會議事項として勞働統計毎月調

査提要に基き調査上に關する指示注意があつた。

### 道府縣統計課長會議

#### 道府縣統計協會長 會議

去る四月七日より九日迄三重縣宇治山田市に於ける全國道府縣統計課長全國道府縣統計協會長會議に本縣より大月統計課長及び塚本屬が出席した、議題次の如し。

- 一、皇紀二千六百年記念事業に關する件
  - 一、全國統計記念日に關する件
  - 一、統計關係者に依る愛國機敵納に關する件
  - 一、統計調査機構の改革に關する件
  - 一、農業勞力調査施行方各省局へ要望の件
  - 一、昭和十四年臨時國勢調査施行に際し趣旨普及方に付要望の件
- 尙三重縣統計展覽會に本縣より參考品として久慈郡賀美村より調査から報告

までと題し調査方法を圖解を以て説明し調査資料を一區分取纏め提出した。

### 國勢調査關東アロツク會議並第三回一府八縣統計事務協議會

内閣統計局主催に依る關東府縣の縣

市を單位とする昭和十四年臨時國勢調査の細目に亘る打合會及び第三回關東區一府八縣統計事務協議會は四月十七十八の兩日山梨縣會議事堂に開催せられ、統計局より友安統計官が臨席して詳細なる説明があつた、本縣からは大月統計課長並に郡司屬及び水戸市より加倉井書記が出席した。

### 寄贈圖書

調査月報 第十卷第一號  
いしすゑ 二月號  
統計時報 第八十八號  
統計 三月號  
統計時報 第三號  
統計時報 第八十九號  
會社統計表  
浪華の鏡 四月號  
兵庫縣統計書  
山口縣統計書  
家計の概要  
家計調査報告  
德島縣統計書  
朝鮮總督府施政年報

朝鮮總督府  
福岡縣統計協會  
内閣統計局  
千葉縣統計協會  
秋田縣統計協會  
内閣統計局  
商工大臣官房統計課  
大阪府統計協會  
兵庫縣  
山口縣  
内閣統計局  
同  
德島縣  
朝鮮總督府

## （最）（近）（の）（統）（計）

# 昨年の水産總額は 九百四十五萬餘圓

前年に比し二百萬餘圓を減じたが

遠洋漁業は増加を示す

縣統計課が調査集計し發表したところによると昭和十三年に於ける水産物總價額は九百四十五萬三千六百十二圓で、之を種類別に觀れば沿岸漁獲物に於て四百十四萬五千八百七十七圓、遠洋漁業に於て二百二十九萬六千二百六十三圓、水産養殖に於て四萬五千八百五十圓、水産製造物に於て三百九十六萬六千三百十二圓である。尙之を前年と對比すれば總價額に於て二百萬六千七百三十六圓、沿岸漁獲物に於て五十五萬一千七百八十八圓（一割一分七厘）水産養殖に於て十八萬七千七百四十圓（八割四分四厘）水産製造物に於て百四十三萬二千九百四十四圓（二割六分五厘）を執れも減少し、遠洋漁業に於ては十六

萬三千八十六圓（一割四分四厘）を増加した。而して總價額を郡市別に觀るときは多賀郡の二百九十八萬三千九百三十六圓が第一位を占め、之に次ぐものは那珂郡の二百一十一萬三千九百四十四圓、鹿島郡の百七十二萬四千五百二十五圓、久慈郡の九十四萬三千二百六十圓、新治郡の五十八萬一千四百九十九圓、東茨城郡の五十七萬五千二百八十八圓、行方郡の三十三萬八千五百五十四圓、稻敷郡の十萬二千七百三十四圓で、其の他十萬圓に満たないものは猿島郡、北相馬郡、眞壁郡、結城郡、筑波郡、水戸市、西茨城郡の順位で、更に之を種類別郡市別に示せば次表の通りである。

郡市別	總價額	順位	沿岸漁獲物	順位	遠洋漁業	順位	水産養殖	順位	水産製造物	順位
水戸市	七〇、七〇〇	一四	七四	一四	一	一	六、九五	三	一	一

郡市別	東茨城郡	西茨城郡	那珂郡	久慈郡	多賀郡	鹿島郡	行方郡	稲敷郡	新治郡	筑波郡	眞壁郡	結城郡	猿島郡	北相馬郡	計
漁業者	55,266	6,060	22,294	9,326	29,633	17,455	38,556	10,734	56,497	10,497	11,760	10,731	3,100	17,331	945,622
本業副業別	300,633	3,060	62,554	47,644	1,340,091	86,681	19,444	9,730	18,934	8,933	2,361	10,054	35,700	17,033	4,451,677
業主被用者別	26,500	1	9,848	3	3,666	2	6	8	7	23	2	3	9	0	1,296,333
業者	24,233	3	600	2	3,664	2	2	2	5	21	2	3	6,400	0	4,451,677
漁業	19,333	1	5,750	2	3,000	2	2	2	4	18	2	3	5,800	0	3,966,333
製養漁	1,167	0	4,098	0	666	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1,167
漁業	1,167	0	4,098	0	666	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1,167
業者	1,167	0	4,098	0	666	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1,167
業者	1,167	0	4,098	0	666	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1,167
業者	1,167	0	4,098	0	666	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1,167

### 水産業者

昭和十三年に於て漁撈養殖製造に従事した水産業者は二萬七千九百四十五人で、之を前年に比すれば一千六百五人の増加を示した。之が内容を示せば次の如くである。

男女別  
男 二一,八二五  
女 六,一二〇

### 漁船

昭和十三年に於ける漁船数は

年現在船數	動力ヲ有セザル漁船	動力ヲ有スル漁船
六,〇八一	五,五三二	五四九
年内新造船數	一九九	一三七
年内廢用船數	五〇八	三六七

で前年に比すれば年現在船數に於て二百六十九隻、年内新造船數に於て百七隻を減少し、年内廢用船數に於ては八十八隻を増加した、更に漁船數の郡市別を示せば次表の如くである。

郡市別	水戸	東茨城	西茨城	那珂	久慈	多賀	鹿島	行方	稲敷	新治
船數	一七七	七七七	六三六	二五五	七八〇	一〇〇五	八四一	七八八	五八〇	一七三

### 縣下十三年の

### 織物生産額

一二割七分餘の増加率

昭和十三年に於ける本縣織物總生産價額は三百十萬八千十一圓で、之を前年總生産額に比すれば八十四萬四千二百八十八圓乃ち二割七分二厘の増加を示した。種類別に内譯すれば左の通りである。

種別	昭和十二年	昭和十三年	増
綿織物	一,三三七,九三三	一,四三三,三三三	九五,四〇〇
絹織物	七四八,八三三	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,一六七
絹綿交織物	三三六,九四四	六六六,〇七二	三二九,一二八
計	二,四二二,七〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	五七七,三〇〇

# 石材土石も増加

廿六萬餘圓に達す

昭和十三年に於ける本縣石材土石總產出價額は百五十三萬二千九百三十圓で、之を前年總產出價格に比すれば二十六萬四千三百八十一圓乃ち一割七分二厘の増加を示した。種類別產出額並に前年との對比は左の通りである。

種類	昭和十二年	昭和十三年	増減(△印ハ減)
花崗岩	六三、三三六	九一、三五四	二八、〇一八

安山岩	五〇〇	四〇〇	一〇〇
凝灰岩及灰岩	八七〇	八、九三三	八、〇六三
砂岩	八〇〇	一、九	一、〇九
大理石	一八三、四二一	七、三三九	一、〇三三
砂利	三、四、一、九〇	三、五、一、〇〇	一、〇〇〇
陶石及陶土	四、一、〇三三	五、〇〇〇	八八七
粘土	三、七、七九	三、八、八六	一、〇六七
石灰岩	七、八、八三	一、〇、六、六九	二、七、八六
計	一、三、八、四〇七	一、五、三、三、〇〇	一、四、八、五九三



# 牛乳や肉類の需要は著しく増加を示す

搾乳屠殺の統計が物語る

縣統計課の調査したところによれば昭和十三年に於ける縣下の搾乳場は百三十四ヶ所で乳牛頭数は九百七十九頭であり搾乳量は一萬一千五百九十五石に上り金額にして五十九萬二

千四百十五圓である。之を前年の搾乳高に比較すると一千二百五十六石即ち一割二分一厘を増加した譯であるが、更に屠殺の肉量を見れば七十四萬二千七百三十六貫、價額二百十一

萬七千八百六十六圓で、前年に比すれば數量に於て三萬七千六百五十四貫(五分三厘)、價額は四十萬二千五百五十三圓(二割三分五厘)の増加を示した。之は取もなほさず縣下の牛乳

や肉類の需要が著しく増して行く傾向を物語るものであるが屠殺したものゝ種類別を見れば左の通りである。(單位は頭貫、圓)

種別	頭數		肉量		價額計
	牝	計	數量	價額	
成牛	六〇	一、四九五	三、六八	二〇、三、七五	
犏	三	元	一、九	七、五	
馬	三〇	四、六	一、〇、三三	五、五、六	
豚	六、三九	五、七〇	二、九、五二	八、〇、四、五	
細羊	一	二	一、〇、〇、三三	一、八、〇、七、六	
山羊	五	七	三	三	
計	一〇、四四	二六、一四	四〇、〇、三、五	一、二、七、八、六	

## 増産を示した

## 園藝農産物

作付反別も増す

縣下の昭和十三年に於ける園藝農産物蔬菜及花卉の三(生大根、切干大根、カブラ、ニンジン、ゴボウ、サトイモ、レ

種別	作付反別	收穫高	價額
シコン、ネギ、タマネギ、キャベージ、ツケナ、ラツカセイ	二、千、三、百、五、十、五、圓である。之を種類別に見れば		
生大根	二、一、四、〇、〇	二、一、七、七、三	一、〇、八、〇、〇
切干大根	一	一、四、一、五〇	八、六、一
カブラ	七、五	一、〇〇、四、三三	三、五、〇、〇〇
ニンジン	四、八、八	一、三、四、八、七	三、九、〇、九
ゴボウ	八、六、五	二、七、六、一、三	六、三、七、三

ツケナ 二、三二四・二  
サトイモ 二、四〇四・一  
レンコン 六・三  
ネギ 七、四三・二  
タマネギ 七、四一・七  
キャベジ 二一・六

一、三三、六〇一  
一、二九、八五五  
四、〇〇五  
四、九八〇  
四、〇〇八  
五、一五二

ラクカセイ 三三六  
計 九、三二八  
で前年に比すれば作付反別に於て百十二町一反(零割二分二厘) 價額に於て三十三萬九千六百八十五圓(零割六分七厘)を 何れも増加した。

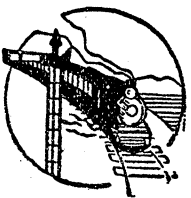
四〇

統計主任者異動

(上は新任括弧内は舊)

昭和十四年四月十四日 那珂郡野口村  
森戸 正雄 (皆川善次平)  
全 四月十六日 西茨城郡穴戸町  
友部 勝雄 (嵐 一郎)  
全 四月十七日 多賀郡多賀町  
長山 惠 國分、河原子、鮎川併合  
大川 要市 ニヨリ新任  
海野 秀  
全 一月二十一日 那珂郡檜澤村  
長岡 哲也 (小室 榮)

全 一月三十日 東茨城郡小松村 (岡部 保彦) 行方郡立花村  
綿引 謹青 貝塚 喜一 (羽生 宗雄)  
全 全日 蓮田 捨藏 東茨城郡澤山村 全 二月二十四日 北相馬郡安谷町 (小林 克) 飯塚 丑松 (下村光三郎)  
全 一月三十日 東茨城郡河和田村 全 二月十日 新治郡高濱町 高倉 重義 (丸山五次郎) 和田吉五郎 (小松崎達士)  
全 四月十一日 那珂郡平磯町 全 三月二十八日 久慈郡坂本村 (岡部 勝一) 井上廣之介 (大内 熊吉)  
全 四月一日 行方郡立花村 全 二月二十一日 久慈郡天下野村 (幡谷 甚平) 木下 清喜 (金澤 政志)  
全 二月十五日 筑波郡谷原村 全 三月五日 新治郡田余村 (小川 得雄) 橋本誠之助 (田口 正作)



各地統計雑信

東茨城郡支部

久治、(豊郷)錦織要藏、(豊津)野口雄亮、  
(鹿島)根本關之助、(高松)木瀧徳三郎、  
(息酒)大塚廣一、(輕野)保立松太郎、(若松)菅野藤助、(波崎)石川武治

各郡支部總會

表彰傳達式も舉行

各郡支部の總會概況は大休次の通りであつた。

鹿島郡支部

四月一日波崎町役場に開催、當日の出席者左の通り  
(夏海)田口豊之介、(大谷)豊田保行、(巴)重藤正、(諏訪)酒井守衛、(銚田)竹内慶治  
(上島)中根忠、(白鳥)菅谷保一、(大同)須賀田彦二、(中野)小澤正平、(波野)大川佐

昭和十四年度本縣統計協會支部總會は四月一日開催の鹿島郡支部を皮切に五月二日の筑波郡を殿として各支部共盛會裡に終了したが、本部から大月副會長及び支部擔任委員が臨席、去る二月十一日紀元の佳節に統計功勞者として表彰せられた統計主任及び全調査員三十二氏に對する表彰狀の傳達式を舉行した後縣提出の研究事項に就き種々討議を重ね總會をして意義あらしめた

四月十三日東茨城郡町村長會支部樓上に開催、當日の出席者左の如し。

横須賀助役(上大野村)、平戸書記(下大野村)、飯島書記(稻荷村)、飛田書記(大場村)、清水書記(酒門村)、飛田書記(石崎村)、皆川書記(吉田村)、町井書記(綠岡村)、石川助役(河和田村)、寺山書記(長岡村)、栗原書記(上野合村)、郡司書記(白河村)、菅井書記(小川町)、大貫書記(竹原村) 加納書記(堅倉村)、大島書記(鯉淵村)、木村書記(中妻村)、鈴木書記(渡里村)、安島書記(飯倉村)、菌部書記(山根村)、大越書記(石塚町)、綿引書記(小松村)、鯉淵書記(西郷村)、宇野書記(岩船村)、蓮田書記(澤山村)、河上書記(磯濱町)、佐藤書記(大貫町)、支部常務幹事江橋長次郎

### 西茨城郡支部

四月十四日笠間町役場樓上に開催、傳達式後豫算を満場一致で可決、次で支部役員改選の結果

△支部長小島笠間町長(留任)、△副支部長結解笠間町助役(留任)、△幹事成田笠間町書記(留任)、友部栄戸町助役、細谷北那珂村助役  
以上諸氏に決定した。當日の出席者は左の通り。

支部長小島笠間町長、副支部長結解笠間町助役、成田書記(笠間)、友部助役(栄戸) 美留町書記(岩間)、倉品書記(岩瀬)、打越書記(南川根)、小澤常設委員(北川根)、高野書記(大原)、高野書記(大池田)、山口書記(七會)、高野書記(北山内)、笹島書記(南山内)、羽方書記(西山内)、宮崎書記(東那珂)、細谷助役(北那珂)、被表彰者瀨尾調査員(東那珂村)

### 多賀郡支部

四月十八日多賀郡華川村役場會議室

四月二十一日新治郡農會樓上に開催  
出席者左の如し

### 新治郡支部

松延書記(真鍋町)、松葉書記(下大津村)、松澤書記(美並村)、關口書記(牛渡村)、濱野書記(志土庫村)、和田書記(高濱町)、橋本書記(田余村)、大槻書記(兩部村)、鈴木書記(五會村)、市塚書記(林村)、飯村書記(懸瀨村)、江畑書記(柿岡町)、高橋書記(小幡村)、金子書記(志筑村)、石塚書記(新治村)、高平書記(七會村)、來栖書記(藤澤村)、町田書記(斗利田村)、藤村書記(山ノ莊村)、豊島書記(築村)、狩谷書記(九重村)、大沼書記(栗原村)、宮本書記(東村)、内田書記(土浦町)、岩田書記(三村)

### 眞壁郡支部

四月二十四日下妻町役場樓上に開催  
出席者左の如し

澤部支部長、門井助役、小澤書記(下妻町) 横塚書記(關本町)、勝沼書記(黒子村)、中山書記(上野村)、齋藤村長、杉山書記(河

に開催、昭和十三年度決算、全十四年度豫算の議決を爲し支部長の改選を行ひ前支部長官田厚氏再選を満場一致決定した。出席者左の如し。

長山書記(多賀町)、田村書記(坂上村)、鈴木書記(助川町)、戸祭書記(日立町)、根本書記(日高村)、吉田書記(豊浦町)、椎名書記(楯形村)、根本書記(黒前村)、沼田書記(高萩町)、樋口書記(松岡町)、豊田書記(高岡村)、瀧書記(南中郷村)、長瀬書記(磯原町)、宇佐美書記(華川村)、中野書記(關南村)、木瀧書記(平湯町)、水野書記(關本村)

### 行方郡支部

四月十九、二十日兩日玉造町役場に開催、出席者左の如し。

羽生書記(麻生町)、森内書記(香澄村)、鬼澤書記(八代村)、石津書記(潮來町)、大竹書記(津知村)、小林書記(延方村)、宮内書記(大生原村)、萩原書記(太田村)、根本書記(大和村)、宮本書記(津澄村)、小貫書記(武田村)、小室書記(秋津村)、平間書記

内村)、山口書記(大寶村)、宮田書記(川西村)、長谷川書記(上妻村)、小島書記(中村)、濱野書記(大田村)、海老原書記(小栗村)、奥田書記(河間村)、篠崎書記(養蠶村)、田沼書記(五所)、渡邊書記(嘉田生崎村)、小島書記(谷貝村)、戸頃書記(古里村)、深谷書記(大岡村)、渡邊書記(村田村)、入江書記(樺穂村)、安田書記(雨引村)、武井書記(長讚村)、酒寄書記(紫尾村) 酒寄村長、中村書記(大村)、鹿村書記(眞壁町)、荒井村長(騰波ノ江村)、被表彰者眞田書記(鳥羽村)、小波寅三(河内村調査員)、上河原喜與作(中村調査員)

### 結城郡支部

四月二十五日宗道村自治館に開催、當日出席者左の通り。

副支部長長瀬宗道村長、海老原書記(結城) 宮田書記(絹川)、大島書記(上山川)、福田書記(江川)、五十幡書記(山川)、鈴木書記(名崎)、小林書記(岡田)、小川書記(飯沼)、中島書記(豊岡)、飯村書記(西豊田)、本橋書記(豊加美)、松崎書記(總上)、青木書記(先道)、小島書記(蠶飼)、渡邊書記

(現原村)、貝塚書記(立花村)、佐竹書記(玉造町)、高安書記(手賀村)、阿部書記(玉川村)、河須崎書記(行方村)、津野助役(小高村)

### 沼敷郡支部

四月二十日蠶業取締所江戸崎支所會議室に開催、出席者左の如し。

石川書記(江戸崎町)、山口書記(君賀村) 栗山書記(沼里村)、塚本助役、飯塚書記(安中村)、成島書記(木原村)、大津書記(君原村)、宮崎書記(舟島村)、松浦書記(阿見村)、福山書記(朝日村)、岡野書記(岡田村)、野口村長、矢口書記(莖崎村)、杉浦助役、久地岡書記(牛久村)、鴻巣支部長、松尾書記(馴柴村)、岡野書記(長戸村) 大塚書記(根本村)、油原書記(柴崎村)、福田書記(高田村)、大木書記(大須賀村)、宮本書記(浮島村)、海老原書記(龍ヶ崎町) 内藤書記(大宮村)、茨城書記(生板村) 雜賀書記(長牟村) 羽生村長、石田書記(本新島村)、被表彰者松浦永藏(柴崎村調査員) 池邊喜三郎(牛久村調査員)

### 北相馬郡支部

四月二十七日取手町自治館に開催、出席者左の通り

支部長新井内守谷村長、大瀧書記(菅生) 兼子書記(内守谷)、中村書記(小絹)、大串助役(大井澤)、貝塚書記(大野)、渡邊書記(高野)、野口書記(高井)、沼尻書記(山王) 小笠原書記(寺原)、市村書記(取手)、寺田書記(井野)、塚本書記(小文間)、中山書記(六郷)、色川書記(相馬)、飯岡助役(高須) 下妻書記(川原代)、篠崎書記(文)、石塚書記(布川)、長島書記(文間)、齋藤書記(東文間)、長塚書記(稻戸井)、被表彰者大浦調査員(稻戸井)

### 猿島郡支部

四月二十六日猿島郡農會樓上で總會を開催したが、出席者は左の通りだつた。

森書記(古河町)、小野助役、小竹書記(新

郷村、青木村長、長濱書記(勝鹿村)、諏訪村長、山中書記(岡郷村)、江原村長、江原書記(櫻井村)、宇都木書記(香取村)、小林助役、小野寺書記(五霞村)、大賀書記(静村)、麻生村長、加藤書記(長田村)、田邊書

記(八俣、卯木村長、赤岩書記(幸島村)、野村村長、野仲書記(猿島村)、田村書記(森戸村)、木村村長、鶴見書記(生子菅村)、栗原書記(逆井山村)、花鳥書記(七重村)、立入書記(香掛村)、岡田書記(飯島村)、羽富

書記(神大寅村)、南書記(七郷村)、野口書記(中川村)、遠藤町長、田邊書記、佐野書記(境町)、後藤書記(長須村)

### 統計調査員異動

(上は新任、括弧内は舊)

昭和十四年四月十七日 新治郡瓦會村	鈴木 三郎	(柴田 誠太)	全 一月二十八日	猿島郡弓馬田村
稻見 惠一	大和田金一郎	(大高貢太郎)	小林忠三郎	(小林 繁)
全 四月十日	全 全日	新治郡土浦町	全 二月八日	猿島郡逆井山村
四月十日	渡邊 善藏	(荒木 米吉)	野仲 晃	(和田 義雄)
小林 信一	古神 一男	久慈郡小里村	全 一月十三日	猿島郡櫻井村
全 四月十三日	豊田 義孝	(佐藤 長次)	梅田仙次郎	(梅田光四郎)
青柳 龜吉	全 四月五日	(高倉 節治)	全 三月七日	筑波郡小田村
全 四月七日	塚本 實	新治郡眞鍋町	中根 翠	(相 信好)
町幸市郎	全 四月三日	(塚本 兼吉)	全 三月三十一日	那珂郡宮谷村
小松崎嘉範	寺門 英男	東茨城郡小松村	全 三月二日	(橋本 芳藏)
石崎 守目	全 四月九日	(増 員)	石川 一郎	結城郡大形村
全 四月十四日	平野 太一	(那珂郡佐野村)	全 三月二日	(松田安太郎)
鈴木 新八	鈴木 廣吉	(平野廣之介)	全 三月二日	新治郡小幡村
全 四月十七日	大友 誠	(鈴木春之介)	全 三月二日	(助川 貢)
飯塚 正男	全 四月十一日	(那珂郡芳野村)	全 三月二日	(藤田 進)
小野 正弘	古橋 豊重	(小泉 信)	全 三月二日	久慈郡黒澤村
飯塚 正弘	全 二月二十一日	(叶野 登代)	全 三月二日	(益子 勝)
全 四月十一日	茅根 貫一	久慈郡天下野村	全 三月二日	(行方郡廣方村)
		(茅根常之介)	全 三月二日	(川井 龍)
			全 三月二日	新治郡佐賀村
			全 三月二日	(折本 茂光)
			全 三月二日	那珂郡宮谷村
			全 三月二日	(梅山主計男)



### 戦時農業体制

鹿島郡白鳥村 飯岡對馬

事變三年長期建設に對處すべし我農林政策は劈頭有馬農相の辭任によつてはからずも中心勢力を失ふかに見えたが東亞新秩序の建設はむしろ今日以後に課せられた問題である。従つて我が國策が確乎たる盤石の上にある限り農林政策上にも格別の變化は認められまいとする見方は妥當であらう。この意味で有馬農相に

よつて樹立された農業長期建設方策としての農業計畫生産方針は引續き十四年度に於て農業の活動の指標として續行されてゆくことにならう。即ちこれが運営の中樞神經たる臨時農村對策部並に細胞組織たる農林計畫委員會の官制もそれ／＼公布を見、其外廓運動たる農業報國聯盟も既に華々しき進展を見たのであるがこれが細部の調整、機構の整備はむしろ十四年以後になされねばならぬものである。過般の農林計畫委員會第一回總會に於ても各委員より希望意見の提出もあつた如く、計畫遂行に必要な諸般の施設調査はもとより生産擴充と物資節約の兩面より必然的に導かれる相剋摩擦に關してはその相互調整が重大要件となつ

てくるのである。勞力不足は農業生産の一大危機であるが、現下の農村に於ける思想問題等を考察する時、従來の如き隣保共助や農村醇風美俗一点張りの防壁ではよく銃後保全の完璧を期し得べくもなく、形の上では十三年の延長にすぎない十四年度の農業問題も質的には一段と飛躍し困難の度を加へることを想ふに難くはない。表面の華やかさはないが流水の大地に浸透してゆくが如き執拗性をもつておしよせてくる等の問題に對してこれをよく切抜けてゆくがためには從來の如き彌縫策糊塗手段は許されない、古い生産關係の桎梏に苦しむ日本農業をして眞に東亞建設の盟主たるに恥しからぬものとするためには唯一

つ日本農業を圍繞する封建的經濟諸條件から解放すべき根本的革新政策の樹立を必要とするのではあるまいか。

### 夫送りて

東茨城郡堅倉村

井坂夢悠

——妻の唄へる——  
箆笥の底の軍服を出してあなたに着せる時  
見とがめられた目の涙  
強い香りの樟腦が  
眼にしみたのよと笑つたが  
女々しい心で泣くぢやない  
國のお役に立つ御身の  
榮えと誇りにうれし泣き  
祖父さまの送りもの  
傳家の寶刀業物で  
蔣介石の素つ首を  
あなたがおはねるそれまでは  
たとひ五年が十年も  
せめて女の細腕に  
坊やも泣かさず育てます  
たんぽも荒さず作ります





短歌

~~~~~

丹 四郎選

『事變の歌』『春雜詠』

(入賞作ナシ)

稲敷郡牛板村 關野 貴

ふる里の空遠みかも野に伏してこの文書くと弟の便り

吾が友の英靈迎ふ村驛の弔旗靜かにたるゝ夕暮

北相馬郡小文間村 生井 勇

事も無げに征きにし友の口唇に固き覺悟のむすればれありき

新治郡藤澤村 愛村 耕夫

漢口を去ること八十軒にして微傷だもせずとたより届きぬ

針の秀の未だ出ですして山松の芽のやはらかに伸びのよろし

き

新治郡高濱町 木村 熊吉

風邪に寝て十日こもれば甘諸床の新芽は赤くつきぬけにけり

やゝ伸びし甘諸の新芽のほの匂ふ眞晝を雨の煙りて止まず

水戸市袴塚町 大高 靜香

春空の光りあまねし山々の目に惱ましき若葉の光

行方郡延方村 黒須 惠三郎

春雨に記念のアルバム開きつゝ出征當時を思ひ出しける

行方郡武田村 境 勇

戦地より長子の寫眞届きけり肩の星數増し居たりけり

新治郡高濱町 木村 筑峰

飛行場近き麥畑に影殘し若鷺乗せて練習機飛ぶ

☆ニエトス映画より

四 郎

腹這へる馬を枕に假寝する兵の顎髭いたく伸びたり

ひたすらに城壁攀づる兵の中背に負ふ日章旗が目に染みにけり

次回題 『事變の歌』『夏雜詠』

稲敷郡君賀村 小松澤 霞翠

街の灯が遠くまたゝく朧かな

新治郡瓦會村 野村 俊夫

子供等の顔の喜色や麥の笛

筑波郡久賀村 幸田 芳春

歩む犢寝てゐる牛や春の風

新治郡藤澤村 吉沼 愛村

夏帽の荷が着きにけり夕燕

行方郡武田村 境 谿水

蝶舞ふや畑の菜の花いま盛り

新治郡高濱町 木村 筑峰

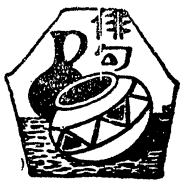
耕人に糞を落しぬ揚雲雀

同 木村 桑柏

耕人に機影大きく過ぎにけり

行方郡延方村 黒須 一雅

春曉の海に散らばる白帆かな



『春季雜詠』

前田 猶 春選

那珂郡大宮町 駒田 義人

耕牛の遅々たる歩み日の永き

同 同人

山の井に浮く鍋蓋や鳴く蛙

水戸市袴塚 大高 靜香

雨やみて蛙か鳴くや夕月夜

北相馬郡小文間村 生井 勇

月澄むや湖水にゆれる花の影

行方郡武田村 鳥次 ゆた香

訪へば松の花散る歩廊かな

北相馬郡文間村 大野 松雨

山の間に苗代田あり藁家あり

秀 達

賞 (宇都宮行) 筑波郡久賀村上萱場 關根 玄月  
 よく眠る隣りの客や明け易き  
 憂々と馬蹄過ぎゆく櫻散る  
 江にそゞろ棚田の水も温みけり

次回俳句募集

締切 八月五日厳守  
 秀逸 粗賞を呈す  
 題 炎景風景雜



柳川

山中 緋郎選

『農村風景』  
 那珂郡柳河村  
 青柳 春男

- 求人 の びらへ減つてく村となり
- 行方郡武田村 境 谿水
- 村道の修理へ村の手が揃ひ
- 新治郡高濱町 木村 久萬
- モンペの娘さて百姓を苦勞がり
- 行方郡延方村 黒須 一雅
- 開墾の畑地糞餉のうまさなり
- 東茨城郡渡里村 小林 新人
- 立話だけで別れる農繁期
- 水戸市 大高 靜香
- 畑打ちの終へて夜なべの灯に座り
- 那珂郡中野村 川又 靜一
- サイレンに掛りもなく畑仕事
- 次號課題 『旗』
- 締切 七月一日
- 宛名 茨城縣統計協會

茨城統計と

廣告の効果

『茨城統計』は縣下三百七十八ヶ市町村及び各市町村の統計調査員約四千名は勿論縣下各種團體、會社工場等に配付し、中央各省、道府縣へも漏れなく配付するものにて廣告の効果偉大なるものがあると信じます。

◆本誌の廣告料金は左の通りです  
 特別(一頁(表紙表裏)) 金拾五圓  
 普通(半頁(同)) 金八圓  
 普通(半頁(同)) 金四圓  
 普通(四分ノ一) 金貳圓  
 同一廣告を引續き二回以上るときは一割五分、五回以上るときは二割の割引をします。  
 ▼廣告に寫眞挿入又は木版を要するものは其の費用を別に申受けまます  
 ▼廣告料は前納に願ひまます。

茨城縣統計協會

編輯後記

先づ前號が思はぬ手違ひから發行が遅れ讀者諸賢に御迷惑をおかけした事を編輯者として御詫び申し上げます。之も非常時下の一出來事としてしまへばそれ迄ですが、編輯を擔任する者としては理由は兎に角責任を痛感する次第です。

本誌には本年八月一日を期して施行される臨時國勢調査の要綱を掲載しました。部分的には新聞等でも發表されておりましたが、纏まつたものとして準備の資料にしたと思つたからです。縣統計課でも臨時國勢調査の準備を進めて居りますが、今回の調査は從來のものとは趣を異にし、戦時下の國民消費を調査の眼目として居るので、御参考になる点があらうと思ひます。

☆ 豫ねて募集中だつた統計思想普及映畫脚本は豫期以上の応募がありました。本月號に審査當選者を發表する筈でしたが、臨時國勢調査の打合せ等事務の都合により次號

昭和十四年五月十三日印刷  
 昭和十四年五月十五日發行  
 (隔月一回十五日發行)  
 一部金十圓  
 水戸市北三ノ丸茨城縣廳  
 茨城縣統計協會内  
 發行兼編輯 柴 印 刷 所  
 兼印刷人 郡 司 常 成  
 水戸市南三ノ丸一〇七ノ二  
 印刷所 柴 印 刷 所  
 水戸市北三ノ丸 茨城縣廳内  
 發行所 茨城縣統計協會